

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和8年3月

経営技術支援課

策定にあたっての基本的な考え方

本県では、「農林水産業及び農山漁村の持続的発展」並びに「県民の健康で豊かな生活の向上」に寄与することを目的として、平成26年に「福岡県農林水産業・農山漁村振興条例」を制定した。この条例の基本理念に則り、農林水産業及び農山漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を定め、各種施策を実施している。

協同農業普及事業（以下、「普及事業」という。）は、本県農業・農村の振興に必要な施策を現場で具体的に推進する役割を担っている。

そのため、実施にあたっては、高度な技術を持つ専門家集団である普及組織の機能を十分に発揮し、農業者や関係機関との連携のもと、本県農業を担う農業者の育成と本県農業・農村の振興を図ることを目的として普及指導活動を展開する。

第1 普及指導活動の課題

本県普及事業の実施にあたっては、令和4年3月に策定された「福岡県農林水産振興基本計画（以下、「基本計画」という。）」の目標を実現するため、次の5つの目指す方向に沿って、地域の実情に合った具体的課題を設定し、農業者とより密着した効率的で効果的な普及指導活動を行う。

1 マーケットインの視点で生産力を強化

消費者ニーズに対応した生産の促進、DXの推進による高品質・高収量・省力化の実現、生産基盤の強化や集約化と大規模化の推進に取り組む。

2 「選ばれる福岡県」に向けてブランド力を強化

県独自品種や新技術の普及に取り組むとともに、本県の農産物の魅力発信による輸出の拡大や認知度向上を支援する。

3 農業の次代を担う「人財」を育成

リカレント教育などにより農業者の経営発展を推進するとともに、新規就農者の確保・定着を促進する。

また、女性農業者の能力発揮や農福連携の取組を支援する。

4 持続可能な農業に向けワンヘルスを推進

ワンヘルスの実践につながる環境に配慮した生産と食の安全・安心の推進に取り組むとともに、地産地消や食育の取組を支援する。

5 安心して住み続けられる農村づくりを推進

農村の活力向上および多面的機能の維持・強化、防災・減災対策の強化、農業者が行う鳥獣被害対策を支援する。

加えて、近年多発する大規模自然災害からの復旧・復興に向けた取組を支援する。

第2 普及指導員の配置に関する事項

1 普及指導センターの設置

普及指導員の現地指導における活動拠点として設置する普及指導センターは、農業者等に対する情報提供や相談の場としての機能を併せ持つ必要がある。そのため、地域の実情や特性を考慮して県内10か所に設置する。

また、農業者からの高度かつ多様なニーズに対応し、効率的かつ効果的な普及指導活動を行うため、必要な指導用機材・施設を計画的に整備するとともに農業者が利活用できるよう地域に開かれた普及指導センターとしていく。

2 普及指導員の配置

(1) 普及指導センターに配置する普及指導員（以下、「普及指導員」という。）

農業者に対する普及指導、農業者や関係機関との連携による課題の解決、地域農業の課題に対する調査研究、農業者や県民への情報の発信等の重要な役割を考慮し、普及指導員を適正に配置する。

(2) 経営技術支援課に配置する普及指導員（以下、「専門技術指導員」という。）

県域における普及指導活動の企画調整、普及指導員への高度な技術・知識等の指導・助言、普及指導員の任用資格を持たない職員（以下、「任用前職員」という。）の研修、広域課題に対する調査研究、農林業総合試験場をはじめとする関係機関、先進的な農業者、食料システム関係者（生産資材及び農産物・食品の生産・製造・加工・流通・販売に係る事業者）等との連携の企画調整に係る重要な役割を担うため、専門技術指導員を適正に配置する。

なお、国の「協同農業普及事業の運営に関する指針」で配置するよう規定された「農業革新支援専門員」は、専門技術指導員をもって充てることとし、あわせて「農業革新支援センター」は、経営技術支援課に置く。

(3) 普及指導員の養成

普及指導センターに配置された任用前職員を、普及指導員の監督の下に普及指導に従事させ、専門的な技術・知識の早期習得と現地における課題の解決能力等の向上を図る。

3 普及指導手当

普及指導員及び専門技術指導員の職務が複雑かつ困難なものであることから、普及指導手当を支給し、自主的な資質・能力向上の取組を助長しつつ、意欲ある優秀な人材を確保する。

4 在任期間

普及事業は人づくりを基本とし、農業の持続的発展や農村の振興等を図るものであり、継続的な活動により地域農業の課題を的確に解決する必要があることから、普及指導員の在任期間は、おおむね5か年とする。

第3 普及指導員等の資質・能力の向上に関する事項

1 人材育成計画の策定

中長期的な普及指導員の配置を勘案した上で、普及事業を支える人材を体系的に育成するため、普及指導員の目指すべき人材像、求められる資質・能力、人材育成に向けた取組方針及びその推進体制等を定めた「普及指導員等人材育成計画」を策定する。

なお、同計画は5年毎に見直すこととする。

2 普及指導員等の研修

毎年度策定する「普及指導員等研修計画」に沿って、研修を実施する。

(1) 普及指導員の研修

普及指導員の課題解決に必要なスペシャリスト機能（農業者に対して地域の特性に応じた高度な技術と知識の普及、指導を行う機能）及びコーディネート機能（地域リーダー等の農業者及び関係機関と連携し、地域農業の現状把握と課題の明確化・共有化、課題解決方策の策定や実施、地域の合意形成等を支援する機能）を高めるため、経験年数や資質・能力の発展段階に応じた研修を実施する。

また、国が実施する研修への派遣など、普及指導員の研修の充実・強化及び自己研鑽の促進に努める。

(2) 専門技術指導員の研修

専門技術指導員の専門能力を強化するとともに、普及指導員の資質・能力向上の支援に資するため、専門技術指導員を国等が実施する研修へ派遣する。

(3) 任用前職員の研修

任用前職員に対し、普及指導員としての専門的な技術・知識の習得と課題解決

能力等の向上を図るため、普及指導センターは、計画的にOJT（業務の遂行において行う教育訓練）を実施する。

3 人事交流の促進

高度な技術や総合指導力、幅広い視野を有する普及指導員及び専門技術指導員を養成・確保するため、農業大学校、試験研究機関、行政との人事交流に努める。

第4 普及指導活動の方法に関する事項

1 普及指導員及び専門技術指導員の職務

普及指導員及び専門技術指導員の職務については、「福岡県普及指導活動推進要領」で定める。

2 普及指導活動の重点化

効率的かつ効果的な普及指導活動を展開するため、普及指導活動の重点化を図る。

(1)対象

経営改善を目指す認定農業者や青年農業者、経営参画に意欲的な女性農業者、新規就農者、さらに経営発展並びに法人化を目指す個別大規模農家や集落営農組織を支援対象とする。特に、持続的な農業生産を担うために、経営規模拡大を図り、企業型経営を目指す農業者を重点支援対象とする。

(2)活動

ア 国・県の農業振興方針や地域の特性を考慮しつつ、県及び地域の「育成すべき経営モデル」の実現、経営改善目標の達成に向けた支援、革新的技術の導入などにかかる活動に取り組む。

イ 競争力の高い園芸産地の維持・発展を図るため、雇用型経営を目指す園芸農業経営体の育成に取り組む。

ウ 水田農業の競争力強化のため、個別大規模農家及び法人化された集落営農組織といった永続性のある担い手の育成に取り組む。

エ 高品質・高収量・省力化を実現するための農業DXの推進やワンヘルスの実践につながる環境負荷低減に資する生産体系の構築と技術の確立に取り組む。

オ 関係機関や先進的な農業者等との連携を図りながら、集落による農業を下支えする機能の維持に向け、地域農業の課題を的確に把握し、ビジョンづくりや人材の育成・確保等を支援し、地域農業・農村の振興に取り組む。

3 普及指導活動における計画・評価の充実強化

(1) 計画

普及指導センターは、「基本計画」の目標を実現するため、農業者、関係機関の意見、要望を把握の上、「普及指導計画策定要領」に沿って、「普及指導計画」（以下、「計画」という。）を策定し、計画的な普及指導活動を行う。

(2) 評価

普及指導センターは、効率的かつ効果的な普及指導活動の実施、次期以降の計画の見直しや策定に資するため、適切な進行管理を行い、活動実績の内部評価を実施する。

あわせて、経営技術支援課は、先進的な農業者や関係機関等による外部評価を実施し、その結果を適宜公表する。

普及指導センターは、内部及び外部評価結果を、次期以降の計画に反映させる。

(3) 成果

普及指導センターは、年度末を目途に、普及活動の成果をとりまとめる。

また、その成果は県のホームページで公表する。

4 総合的経営指導の強化

地域農業の担い手の経営実態や自然災害等による影響を踏まえ、経営の発展段階や目標に応じた規模拡大、雇用活用、法人化、複合化・多角化等、担い手の経営改善に向けた取組に対応した指導を実施する。

また、農業者や生産部会等に対し、多様な流通・消費に対応した生産・販売を支援する。

これらの実施にあたっては、税務、労務、マーケティング等を行う民間専門家や関係機関との役割分担を明確にして、技術・経営面から支援活動を実施する。

5 高度な技術の迅速な普及

農業革新支援センターは、スマート農業、気候変動への対応等の高度な農業技術に関する情報を収集・整理する。

普及指導センターは、これらの情報を、農業者、市町村や農業協同組合等の関係機関に速やかに発信する。

(1) 新品種・新技術の迅速な普及

農畜産物の収量・品質の更なる向上やブランドの確立、経営規模の拡大、地球温暖化や気象災害に対応した技術改善、GAPの導入、環境負荷軽減技術の確立等、農業者や消費者からの要請が多様化、高度化している。

このため、試験研究機関や民間等で開発された新品種・新技術の現地実証を踏まえた迅速な普及により経営強化を図る。

(2) 研究開発への参画

現地のニーズに即応した技術の開発と迅速な普及を図るため、研究課題化の要望を行うとともに、企画段階から参画し現地実証試験等の実施を支援する。

(3) スマート農業等の先端技術の導入によるD Xの推進

スマート農業等の最先端の技術情報等の収集・発信に努める。

また、現地実証などによりスマート農業の普及を進めるとともに、民間企業等と連携し、先端技術を組み入れた、地域の現場環境に応じた新たな技術体系の確立によりD Xを推進する。

(4) I C Tを活用した普及活動

普及指導活動の充実・強化及び効率化を図る観点から、I C Tの積極的な活用に努める。

6 普及指導員及び専門技術指導員による調査研究の実施

(1) 調査研究の目的及び方法

普及指導員及び専門技術指導員は、現場に応じた技術を組み立て、課題解決を図るため、専門的知識や先進の知見等を活用しながら調査研究を行う。

(2) 成果の活用

調査研究により得られた成果は、検討会の開催等により普及指導員及び専門技術指導員で共有し、他地域の課題解決や資質向上の取組に活用する。

7 行政施策の活用支援及び情報発信

普及指導員は、地域課題の解決や農業者の経営改善の手段として、各種補助事業や制度資金等の行政施策が効果的に活用されるよう支援する。

また、現地における問題を解決するため、行政機関に対して現地ニーズに基づき施策提案を行う。

8 普及情報の提供

経営技術支援課及び普及指導センターは、農業者や県民に対して迅速かつ的確に普及情報を提供する。

なお、普及情報活動の具体的な内容については、「普及情報活動推進要領」で定め

る。

また、普及指導活動で得られる情報には、個人情報や知的財産等、重要な情報が含まれていることから、情報の適切な管理を行う。

9 関係機関との連携による新規就農者等の確保と育成

(1) 新規就農者

農業内外から広く新規就農者を確保するため、農業士や先進的な農業者、関係機関と連携した就農相談活動の充実、技術・経営資金等に関する情報の提供及び農業大学校をはじめ学校教育との連携等、就農支援の充実・強化に努める。

新規就農希望者に対しては、(公財)福岡県農業振興推進機構や市町村、農業協同組合等と連携し、就農計画の作成、農業技術習得研修等、就農準備の支援を行うとともに、就農後の経営確立まで、一貫した助言指導を行う。

(2) 青年農業者等

青年農業者等には、基礎的な知識・技術・経営管理能力の向上や法人化、経営の多角化などに取り組むことができる経営感覚を醸成するための研修を実施する。

また、4Hクラブ等青年農業者グループ活動への支援を通じて、地域リーダーを育成する。

10 農業大学校の研修教育及び施設等の充実

農業大学校は、高度な技術力と経営能力を持った農業者等を育成するため、農業技術はもとより、経営・流通等の総合的な研修教育を実施するとともに、その充実・強化を図る。

農業大学校の指導職員については、農業技術・経営、青少年の育成等に精通し、高い指導力を有する職員を配置するよう努めるとともに、資質・能力向上を図るため国の研修へ派遣する。

また、研修教育が効果的に実施されるよう、施設・機械を計画的に整備する。

さらに、社会人を含む幅広い世代の就農希望者や既就農者が、技術や知識を体系的に習得できるよう、社会人等に対する研修機会を提供する。

なお、農業大学校は、先進的な農業者等による外部評価を実施し、その結果を踏まえて研修教育の改善に努めるものとする。

11 関係機関との連携及び民間専門家、普及指導協力委員等の活用

普及指導センターは、地域農業の発展に向け、市町村、農業協同組合等、地域の農業振興を直接担う関係機関と役割分担を明確にするとともに指導情報を共有化するなど、連携を強化する。

特に、農業協同組合との連携においては、普及指導活動の対象及び課題の重点化を図る中、地域や現場の実態に応じて、地域に普及が進んだ栽培技術の指導は農業協同組合が担当する等の役割分担を明確化する。

また、普及事業推進のため、関係機関で構成する協議会等の機能を十分に活用する。

新規就農者の育成や、地域農業のモデルとなる担い手の育成については、地域の特性を踏まえながら、指導農業士等の普及指導協力委員や先進的な農業者と協働して取り組む。

さらに、農業者や地域農業の課題解決に向け、税理士や中小企業診断士、社会保険労務士等の民間専門家と連携を図るとともに、情報交換の場の設定や情報共有に努める。